

《翻 訳》

韓国国際仲裁規則

—韓国国際商事仲裁協会—

矢 澤 昇 治

2011年6月11日最高裁判所により改正された国際仲裁規則

(2011年9月1日に発効)

将来の紛争のためのモデル条項

本契約から生ずる、または、関連するすべての紛争は、終局的に、韓国国際商事仲裁協会の国際仲裁規則にしたがいソウルで仲裁により解決されるものとする。

仲裁人の数は、[1人/3人]であるものとする。

仲裁手続の[所在、もしくは、法律上の場所]は[都市名/国名]であるものとする。

仲裁手続で使用される言語は「言語名」であるものとする。

現存する紛争のためのモデル条項

我々、署名した当事者は、ここに、以下の紛争が、終局的に、韓国国際商事仲裁協会の国際仲裁規則にしたがいソウルで仲裁に付託され、また、決定されることに合意する。

[紛争についての簡潔な記載]

仲裁人の数は、[1名/3名]であるものとする。

仲裁手続の[所在, もしくは, 法律上の場所]は[都市名/国名]であるものとする。

仲裁手続で使用される言語は「言語名」であるものとする。

韓国国際商事仲裁協会の国際仲裁規則は、本規則第3条に包含する仲裁合意が2011年9月1日以降当事者により締結された仲裁に適用されるものとする。

内容

第1章 総則

- 第1条 規則と制度
- 第2条 定義
- 第3条 適用の範囲
- 第4条 通知と書面の提出
- 第5条 期限
- 第6条 規則の一般的な解釈原則
- 第7条 代理

第2章 仲裁の開始

- 第8条 仲裁の申立て
- 第9条 申立てに対する答弁と反対申立て

第3章 仲裁廷

- 第10条 総則
- 第11条 仲裁人の数
- 第12条 仲裁人の任命
- 第13条 仲裁人の忌避
- 第14条 仲裁人の補充と解任

第4章 仲裁手続

- 第15条 手続日程

- 第16条 陳述書の更なる提出
- 第17条 申立て、防御と反対申立ての補正
- 第18条 仲裁地
- 第19条 仲裁廷の管轄権に関する抗弁
- 第20条 仲裁行為
- 第21条 手続の準拠する規則
- 第22条 証拠
- 第23条 鑑定人
- 第24条 仲裁言語
- 第25条 適用法
- 第26条 審理
- 第27条 手続の終結
- 第28条 保全と仮の措置
- 第29条 懈怠

第5章 仲裁判断

- 第30条 裁決
- 第31条 仲裁判断の形式と効力
- 第32条 仮の、中間的もしくは部分的仲裁判断
- 第33条 終局的仲裁判断の期限
- 第34条 同意による仲裁判断
- 第35条 仲裁判断書の通知と寄託
- 第36条 仲裁判断書の訂正と解釈
- 第37条 追加的仲裁判断書

第6章 急速審理手続

- 第38条 適用の範囲
- 第39条 反対申立ての期限および申立てと反対申立ての増額
- 第40条 仲裁人の任命
- 第41条 審問手続
- 第42条 記録に基づく手続
- 第43条 仲裁判断
- 第44条 適宜に変更を加えた適用

第7章 費用

- 第45条 仲裁費用を支払う義務
- 第46条 仲裁費用の前払い
- 第47条 仲裁費用の割当
- 第48条 一方当事者により負担される費用

第8章 雑則

- 第49条 修正された期限
- 第50条 放棄
- 第51条 責任の免除
- 第52条 秘密性

附則

付録1 申立費用と管理費用に関する規則

- 第1条 申立費用
- 第2条 管理費用

附則

付録2 申立費用と管理費用に関する規則

- 第1条 仲裁人の報酬
- 第2条 仲裁人の費用

第1章 総則

第1条 規則と制度

1. これらの規則は、大韓民国国際商事仲裁協会（以下、「KCAB」という）の国際仲裁規則であり、また、「KCAB 国際仲裁規則」または「規則」として言及される。
2. KCAB は、その事務局（以下、「事務局」という。）の中で、これらの規則にしたがいなされるべき仲裁手続に関する事項を管理する事務官を任命する。
3. KCAB は、自ら選任した構成員から構成された国際仲裁委員会（以下、

「委員会」という。)を設立するものとする。KCABは、本規則の第13条と第14条、また、必要と思料するときには、本規則の第12条に関して、その決定をなすにあたり委員会に諮問するものとする。

第2条 定義

本規則で使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

- (a) 「仲裁廷」には、1人または2人以上の仲裁人で構成される仲裁廷を含む。
- (b) 「仲裁申立人」には、1人又は2人以上の申立人を含み、また、「相手方」には、1人又はそれ以上の相手方を含む。
- (c) 「仲裁判断」には、とくに、仮の、中間的、部分的ならびに終局的仲裁判断を含む。
- (d) 「国際仲裁」は、以下の場合の仲裁に該当する。
 - (i) 仲裁合意の締結時に、少なくとも、仲裁合意の当事者の1名が、韓国以外の国に事業所を有するとき、または
 - (ii) 仲裁合意の下で定められた仲裁地が韓国以外に国に所在するとき
- (e) (d) 項の規定において、事業所とは、以下のとおりに推定されるものとする。
 - (i) 一方当事者が複数の事業所を有するときには、主たる事業所、または
 - (ii) 一方当事者が一つの事業所も持たないときには、その者の常居所地

第3条 適用の範囲

1. 以下に掲げるいずれの場合においても、仲裁は、両当事者が文書でいかなる変更も採用できることを条件として、仲裁合意の一部を構成する

とみなされる本規則にしたがいなされるものとする：

- (a) 両当事者が、文書で本規則の下で紛争を仲裁に付託することに合意したとき
- (b) 両当事者が、文書で紛争を KCAB の面前で仲裁に付託することに合意し、かつ、その仲裁が国際仲裁であるとき

第4条 通知と書面の提出

1. すべての申立書と当事者により提出された他のすべての連絡書は、それに添付された他の記録と同様に、各当事者に1通、各仲裁人に各1通ならびに事務局に1通の写しを配布するに十分な数の写しを用意するものとする。仲裁廷から当事者へのすべての連絡書の写しは、事務局に送付されるものとする。
2. 事務局および仲裁廷からのすべての通知または連絡書は、当事者または同一の趣旨が意図されるその代理人の最後の知られたる住所になされるものとする。その通知または連絡書は、その送付記録を備えた受領書付配達、書留郵便、運送人、ファクシミリによる送信、テレックス、電報もしくはその他の伝達手段によりなすことができる。
3. 通知または連絡書は、当事者自らまたはその代理人によりそれが受領された、もしくは、第2項によりなされたならば受理されたであろう日になされたものと推定されるものとする。
4. 仲裁廷が構成されるまで、当事者間および当事者と仲裁人間のすべての連絡書は、事務局をとおしてなされるものとする。その構成後は、仲裁廷の別段の指示がなければ、文書によるまたは口頭による連絡は、当事者間で、または当事者と仲裁廷の間で（文書の場合には、事務局への同時になされる写しをともなって）直接に行われるものとする
5. 事務局が仲裁廷のために一方の当事者に連絡書を送付するときには、事務局は他の当事者の各々に写しを送付するものとする。当事者が事務

局に連絡書を送付するときには、他の各当事者および各仲裁人に1通の写しを提供するに十分な数の写しを提供するものとする。事務局は、他の当事者および仲裁廷にその写しを送付するものとする。

第5条 期限

1. 期限の始期日を決定するために、他の連絡の通知は、第4条にしたがい、それが送達された日に受領されたとみなされるものとする。
2. 期限遵守を決定するために、通知または他の連絡は、第4条にしたがい、それが期限の徒過日またはそれ以前に発送されたならば、期限を遵守したとみなされるものとする。
3. 本規則の下で期間を計算するために、その期間は、通知または他の連絡が受領された日に後続する翌日に開始するものとする。その期間の最終日が名宛人の居住地または営業地の公休日または休業日であるときには、期間は、後続する最初の営業日に徒過する。期間の進行中の公休日または営業日はその期間を計算するときに算入される。

第6条 規則の一般的な解釈原則

本規則に明文で定めなき事項については、事務局また仲裁廷は、本規則の精神において行為するものとし、かつ、仲裁判断が法律上執行されうることを確保するようあらゆる努力をなすものとする。

第7条 代理

当事者は、仲裁廷が求める権限を有する証拠に服することを条件として、本規則の下での手続においてその選択する者により代理されうる。

第2章 仲裁の開始

第8条 仲裁の申立て

1. 本規則の下で仲裁に委ねる意思を有する当事者は、事務局に仲裁の申立書（以下、「申立書」という。）を提出するものとする。事務局は、申立人と相手方にその申立書の受理とその受理日を通知するものとする。
2. 申立書が事務局により受理された日は、あらゆる目的で、仲裁手続の開始日であるとみなされるものとする。
3. 申立書には、特に、以下に掲げる事項を記載し、添付されるものとする。
 - (a) 申立人の完全な名、住所、電話とファクシミリの番号（国番号と都市番号を伴った）
 - (b) 会社又は施設（適用されうるときには）の所在を含む企業形態、もしくは、個人の場合は個人の国籍と居住と雇傭の主たる場所を含む、申立人の記載
 - (c) 仲裁が開始された各当事者（以下、「相手方」という。）の（知りうる場合には）申立人の完全な名および住所、国番号と都市番号を伴った電話とファクシミリの番号
 - (d) 申立てを生じせしめた紛争の性質と状況を記載した陳述書
 - (e) 可能な範囲で、申し立てられた金額の表示を含む求める救済の陳述書
 - (f) （仲裁地または言語、適用法、仲裁人の数、もしくは仲裁人の資格または同一性などの）当事者が既に仲裁手続に関して文書で合意した、もしくは、申立人が提案することを望む事項の陳述
 - (g) 仲裁合意が当事者に仲裁人の任命を求めるときには、申立人が任命した者の氏名、住所、電話とファクシミリの番号ならびに（知りう

るときは) E・メールアドレス

(h) 申立人により援用された関連する合意, また, 特に書面化された仲裁条項もしくは分離された書面化された仲裁合意

(i) 代理人の完全な名, 住所, 電話とファクシミリの番号(国番号と都市番号を伴った)

4. 申立人は, 第4条により必要とされる数の写しを相手方に提出するものとし, また, その申立書が提出された日に効力を有する付録1(「申立費用と管理費用に関する規則」)の下で定められた申立費用を支払うものとする。申立人がこれらの必要条件に応ずることを懈怠したときには, 事務局は, 申立人が後日別の申立てにおいて同一の申立てを付託する権利を侵害することなく, 申立人がその申立てが終了するとされる懈怠に応じなければならない期限を定めることができる。
5. 事務局は, 申立書の十分な写しと必要とされる費用の前払いがなされるや, 相手方に申立書に対する答弁書を求めて, 申立書の写しと添付書類を送付するものとする。
6. 本規則の下で, 同一当事者間で既に仲裁手続が係属していることに關して, 一方の当事者が申立てをしたときには, 仲裁廷は, 一方当事者の求めがあれば, そのような新しい申立ての性質, 仲裁の進行状況ならびに他の関連する状況を考慮して, 係属する手続にその申立書に含まれる申立てを包含することを決定することができる。

第9条 申立てに対する答弁と反対申立て

1. 事務局から申立書の受領後30日以内に, 相手方は, 特に以下に掲げる情報を含む答弁書(以下, 「答弁書」という。)を提出するものとする。
 - (a) 相手方の完全な名, 住所, 電話とファクシミリの番号(国番号と都市番号を伴った)
 - (b) 会社又は施設(適用されうるときには)の所在を含む企業形態,

もしくは、個人の場合は個人の国籍と居住と雇傭の主たる場所を含む、相手方の記載

- (c) 申立人により申立書に記載された申立ての全部または一部の認諾または拒否、また、申立書において求められた救済への返答
 - (d) 申立人の提案に照らして、また、第11条と第12条の規定にしたがい仲裁人の数と仲裁人の選択に関する意見、および、それらの規定により求められる仲裁人の任命
 - (e) 仲裁地、適用法ならびに仲裁言語に関する意見
 - (f) 仲裁合意が当事者に仲裁人の任命を求めるときには、相手方が任命した者の氏名、住所、電話とファクシミリの番号ならびに（知りうるときは）E・メールアドレス
 - (g) 代理人の完全な名、住所、電話とファクシミリの番号（国番号と都市番号を伴った）
2. 事務局は、答弁書を提出するための期間の伸張を求める申請が仲裁人の数とその選択、および、第11条と第12条の規定により求められるときに、仲裁人の任命に関する相手方の意見を含むときには、相手方に答弁書を提出するための期間の伸張を認めることができる。相手方がそうすることを懈怠するときには、事務局は、本規則にしたがい手続を進行するものとする。
3. 答弁書は、第4条に明記された写しの数を添えて事務局に提出されるものとする。
4. 相手方によりなされる反対申立ては、答弁書と一緒に申し立てられるものとする（仲裁廷が申立ての遅滞が状況の下で正当化されると決定したときには、仲裁手続の後の段階でも申し立てられうる）、また、反対申立てを求める理由が申立人と相手方間に係属する仲裁合意に根拠をおかなければならないことを条件として、以下に掲げる事項を記載するものとする。

- (a) 反対申立てを引き起こす紛争の性質と状況の記載，また
 - (b) 可能な範囲で，反対申立てがなされた金額の表示を含む，求められる救済に関する記載
5. 仲裁廷が，相手方の防御の目的と理由が反対申立てを含むと考えるときには，仲裁廷は，相手方に，前項に定める反対申立てを申し立てる意思があるか否かを明示するよう求めることができる。
6. 答弁書を提出することの懈怠は，仲裁手続において，相手方が申立てを否認すること，また，反対申立てをなすことを排除してはならない。しかしながら，仲裁合意が仲裁人の任命を当事者に求めるときには，答弁書を送付すること，または，期限内に1名もしくは少数の仲裁人を任命することの懈怠は，1名の仲裁人を任命する当事者の機会の取り消えない放棄を構成するものとする。

第3章 仲裁廷

第10条 総則

1. 本規則の下で行為する仲裁人は，公平かつ独立し，常にそのようであらねばならない。
2. 任命を引き受けるに先立ち，仲裁人となるはずの者は自らの公平性と独立性に関して正当化されうる疑問を生ずる可能性のあるすべての状況を事務局に文書で開示するものとする。仲裁中のある段階で，そのような疑問を生じうる可能性のある新たな状況が生じたときには，仲裁人は両当事者および事務局にそのような状況を文書で開示するものとする。
3. 仲裁人の任命，交代又は辞任に関するすべての事項に関する事務局の決定は，終局的であり，かつ，不服申立てに服してはならない。

第11条 仲裁人の数

原則として、本規則の下での紛争は、単独の仲裁人により判断されるものとする。しかしながら、両当事者が3人の仲裁により判断されることに合意しているとき、または、事務局が、両当事者間にそのような合意がない場合に、紛争の両当事者の意思、金額、複雑性または他の要因を考慮して、3人を任命することが適当であると考えるときには、事件は、3人の仲裁人により判断されうる。

第12条 仲裁人の任命

1. 紛争が単独の仲裁人に付託されるべきであるときには、両当事者は、相手方による仲裁の申立てもしくは第11条に規定される所期の仲裁人の数が1名であるとの事務局の決定の受領後30日以内に、単独の仲裁人に同意し、かつ、任命するものとする。両当事者はその期間内または事務局により許容されうる付加的な期間内に共同して任命することを懈怠するときには、事務局は、単独の仲裁人を任命するものとする。
2. 両当事者が、紛争が3名の仲裁人により解決されることに同意したときには、申立人は、その申立書においてまたは事務局により許容されうる付加的な期間内に1名の仲裁人を任命するものとする、また、相手方は、その答弁書においてまたは事務局により許容されうる付加的な期間内に1名の仲裁人を任命するものとする。第11条において定めるところの事務局の決定にしたがい、その紛争が3名の仲裁人に付託されるべきであるときには、各当事者は、事務局からの通知の受領後30日以内に、または、事務局により許容されうる付加的な期間内に、1名の仲裁人を任命するものとする。いずれか一方の当事者がその期限内に仲裁人を任命することを懈怠するときには、事務局がその仲裁人を任命するものとする。最初の2人の仲裁人の任命に基づき、その2名の仲裁人は、仲裁廷の主任をつとめる3番目の仲裁人について合意するものとする。2番

目の仲裁人の任命後30日以内に、2人の仲裁人が仲裁廷の主任をつとめる3番目の仲裁人を任命しなかったときには、事務局がその仲裁人を任命するものとする。

3. 仲裁廷が3人の仲裁人で構成されるべきであり、また、当事者が申立人であれ相手方であれ複数である事件では、複数の申立人は、共同で、また、複数の相手方は、共同で、12条にしたがい1人の仲裁人を任命するものとする。共同の任命がない場合、すべての当事者が仲裁廷の構成のための方法について合意できないときには、事務局は、仲裁廷の各構成員を任命し、また、その者の中から主任をつとめる1人を指名する。
4. 仲裁人を任命するにあたり、事務局は、仲裁候補者の経験、能力、国籍ならびに居所を考慮するものとする。当事者の一方が求めるときには、事務局は単独の仲裁人もしくは仲裁廷の主任を務める者として、各当事者の国籍と異なる国籍を有する者を任命するものとする。
5. 仲裁廷のすべての構成員が本規則にしたがい任命されたときには、事務局は、遅滞なく文書で仲裁廷のすべての構成員および両当事者に仲裁人の完全な氏名、住所ならびに職業を通知するものとする。

第13条 仲裁人の忌避

1. 仲裁人の公平性と独立性に関して正当な疑問を生ずる状況が存在するときには、仲裁人には、忌避が申し立てられうる。仲裁人の任命に参与した当事者は、当事者が任命後知り得た理由によってのみ任命された仲裁人の忌避を申し立てうる。
2. 仲裁人の忌避は、申し立てられた独立性、公正性の欠如または他の理由であるとを問わず、事務局に忌避の根拠となる事実と状況を明記した陳述書を提出することによりなされるものとする。その陳述書は、仲裁のすべての当事者および忌避の申し立てられた当該仲裁人に複写されるものとする。

3. 忌避が考慮されるために、その陳述書は、仲裁人の任命の通知を当事者が受領したときから15日以内、または、忌避を申し立てた当事者が忌避の理由となる事実と状況を知り得た日から15日以内のいずれかに、当事者により送付されなければならない。
4. 忌避の申し立てられた仲裁人、他の当事者ならびに仲裁廷の他のすべての構成員は、忌避の受領より15日以内に文書で意見を述べることができる。
5. 1人の仲裁人が一方当事者により忌避が申し立てられたときには、他の当事者は、忌避の申立の受諾に同意することができる、また、同意が存在するときには、その仲裁人は辞任するものとする。忌避を申し立てられた仲裁人は、そのような同意がない場合にも職務から辞任することができる。いずれの場合にも、辞退することは、忌避の理由の有効性の受諾を意味しない。他の当事者が忌避の申立てに同意しないとき、または、忌避を申し立てられた仲裁人が辞退しないときには、事務局は、忌避の申立てについて判断をなすものとする。

第14条 仲裁人の補充と解任

1. 仲裁人は、その者の死亡、事務局による仲裁人の辞任の受諾、忌避の申立を支持する事務局の判断、もしくは、仲裁のすべての当事者の要請に基づき交代されるものとする。
2. 事務局は、その責務を果たすことを怠り、不当にその義務の遂行を遅滞し、もしくは、法律上または現実にその責務を果たすことができない仲裁人を解職することができる。
3. 仲裁手続の進行中に仲裁人の交代が生じたときに、代替した仲裁人は、代替する仲裁人の任命または選択に適用される第12条に規定される手続にしたがい任命また選択されるものとする。
4. 事務局は、一度仲裁人が代替され、かつ、両当事者と協議した後で、

再構成された仲裁廷での従前の手続が繰り返されるか否か、また、いかなる範囲で繰り返されるかを決定するものとする。

5. 手続の終結に続いて、死亡、辞任もしくは交代させられた仲裁人を代替させる代わりに、事務局は、残りの仲裁人が仲裁を完了させると決定することができる。そのような決定をなすにあたり、事務局は、残余の仲裁人および両当事者と協議し、また、事務局がその決定をなすに適切であると考え他の事項を考慮することができる。

第4章 仲裁手続

第15条 手続日程

1. 両当事者と協議した後で、仲裁廷は、別個の書類で仲裁の行動のために追従しようとする仮の日程表を確定し、また、事務局および両当事者にその日程表を仲裁廷の構成後30日以内に通知するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、仲裁廷は、答弁書の提出に続いて、後続する手続を組織し、かつ計画する目的で両当事者と事前の協議を行うことができる。

第16条 陳述書の更なる提出

1. 仲裁廷は、その裁量で、申立書と答弁書に加えて、陳述書を提出することを許容または求めることができる、また、仲裁廷はその陳述書を提出するための期限を定めることができる。
2. 仲裁廷により定められる陳述書の提出のための期限は45日を越えてはならない。
3. 第1項にしたがい追加的な陳述書を提出する当事者は、他の当事者および仲裁廷に関係する当事者が依拠する、また、従前に当事者から提出されていなかった、すべての不可欠な記録の写し、および、(適切であ

るときには)すべての関連する見本と標本を添付した陳述書(もしくは、その陳述書が特に多量であるときには、その目録)を提出するものとする。

第17条 申立て、防御と反対申立ての補正

仲裁手続の間、当事者は、その申立て、反対申立てもしくは防御を改変し、または、補充し、また、他の当事者と事務局にそれについて通知することができる。ただし、仲裁廷が手続の遅滞、他の当事者への侵害もしくは他のすべての事情のゆえに、そのような改変または補充が不適切であると考えるときは、この限りでない。当事者は、改変または補充が仲裁合意の範囲外となるときには、申立てまたは反対申立てを改変または補充することができない。

第18条 仲裁地

1. 当事者による合意がないときには、仲裁地は、大韓民国ソウル市であるものとする。ただし、仲裁廷が事件のあらゆる状況に鑑みて他の仲裁地がより適切であると決定するときは、この限りでない。
2. 仲裁廷は、当事者との協議の後で、仲裁廷が適切であると考える場所で審問と会合を行うことができる。
3. 仲裁廷は、仲裁廷が適切であると考える場所で審議することができる。

第19条 仲裁廷の管轄権に関する抗弁

1. 仲裁廷は、仲裁条項もしくは分離された仲裁合意の存在または有効性に関するすべての異議を含め、仲裁廷が管轄権を有しないとの異議を裁決する権限を有するものとする。
2. 仲裁廷は、仲裁条項が一部を形成する契約の存在または有効性を決定する権限を有するものとする。そのような仲裁条項は契約の他の文言か

ら独立する合意として取り扱われるものとする。仲裁廷による、契約が無効かつ取り消しうるとの決定は、その理由だけで仲裁条項を無効にしてはならない。

3. 仲裁廷が管轄を有しないとの抗弁は9条に定めるところにより、申立てに対する答弁書を提出する前に、もしくは、反対申立てに関して、反対申立てに対する答弁書を提出する前になされるものとする。
4. 一般的に、仲裁廷は、管轄権に関する抗弁を前提問題として裁決してなければならない。しかし、仲裁廷は、仲裁について手続をなし、また、その終局的な仲裁判断でその抗弁について裁決することができる。

第20条 仲裁行為

1. 当事者は、本規則の強行規定に服するが、仲裁手続について合意することは自由である。
2. 仲裁廷は、本規定に服するが、両当事者が衡平に取り扱われ、また、各当事者が審問される権利を有し、その事件に出廷する公平な機会が与えられることを条件として、仲裁廷が適宜であると考える仕方で行うことができる。
3. 仲裁廷は、その裁量で、手続を分け、当事者に争点に関する当事者の主張を集約するよう指示することができる。

第21条 手続の準拠する規則

仲裁廷は、本規則にしたがい、また、本規則に定めがないときには、両当事者もしくは、当事者が懈怠するときには仲裁廷が決する規則にしたがい、手続を行うものとする。

第22条 証拠

1. 両当事者が文書で別段に合意しないときには、仲裁廷手続の途中いつ

でも当事者に、以下に掲げる事項を命ずることができる。

- (a) 仲裁廷が必要かつ適切であると思料する記録、証拠物もしくは他の証拠を提出すること
 - (b) 仲裁廷の管理の下で、また、仲裁の主要事項に関連する、仲裁廷、他のすべての当事者もしくは仲裁廷のすべての鑑定人による調査に利用可能な道具、場所もしくは物を作成すること
2. 仲裁廷は、一方当事者に対して、仲裁廷または他の当事者に、その当事者があるの申立て、反対申立てもしくは防御の拠り所として提出する意思を有する記録または他の証拠の概略を提供するよう求めることができる。
 3. 各当事者は、申立て、反対申立てもしくは防御を支持するために拠り所とする事実を立証する責任を有するものとする。
 4. 仲裁廷に付与された権限には、証拠の許容性、相関性、影響力もしくは重要性を決定する権限を含むものとする。

第23条 鑑定人

1. 仲裁廷は、仲裁廷により決定されるべき、また、両当事者に通知されるべき特定の争点についてそれを報告するための1人または複数の鑑定人を任命することができる。仲裁廷により設置された鑑定人の照会書の写しは、両当事者に送付されるものとする。
2. 仲裁廷は、当事者に関連する情報を鑑定人に提供し、また、鑑定人の調査のためにすべての関連する記録、物品もしくは財物へのアクセスを認めるよう求めることができる。
3. 鑑定人の報告書の受領に基づき、仲裁廷は、すべての当事者にその報告書の写しを送付し、また、その報告書に意見を述べる機会を与えるものとする。当事者は、鑑定人がその報告書を用意するときに依拠したすべての記録を検討することができる。

第24条 仲裁言語

両当事者による合意がないときには、仲裁廷は、契約書の言語を含めて、あらゆる関連する状況を十分配慮して、単独または複数の仲裁言語を決定するものとする。

第25条 適用法

1. 両当事者は、仲裁廷により紛争の本案に適用さるべき実質法または法規則について自由に合意することができる。そのような合意がないときには、仲裁廷は、適切であると決定する実質法または法規則を適用するものとする。
2. すべての事案で、仲裁廷は、契約書の諸条項および関連する取引慣習を考慮するものとする。
3. 仲裁廷は、両当事者が明示的にその権限を付与することに合意した場合に限り、友誼的和解の権限を引き受け、また、衡平と善に基づき決定するものとする。

第26条 審理

1. 審問が開かれるべきときには、仲裁廷は、しかるべき通知を与えて、仲裁廷により定められた日時と場所に、その面前に出頭するよう両当事者を召喚するものとする。
2. 仲裁廷は、すべての当事者が出頭する権限を有する審問に全責務を有するものとする。仲裁廷と両当事者の承認がなければ、手続に関わりのない者は、認められてはならない。
3. 両当事者は、自ら、または、正当に権限を付与された代理人により出頭することができる。加えて、それらの者は、助言者により補佐される。
4. 審問は非公開とする。ただし、両当事者が別段に合意するとき、また

は、法が反対趣旨を定めるときは、この限りでない。仲裁廷は、他の証人の証言中証人に退廷を求めることができる。仲裁廷は、証人が審問される仕方を決定することができる。

5. 事務局は、仲裁廷もしくは一方当事者の求めに応じて、当事者により負担さるべき費用で、テープによる記録をなし、また、速記による転書をなし、また、仲裁手続を行うために必要な審問室と類似のものを提供するための準備をなすことができる。

第27条 手続の終結

1. 両当事者がその事案に出頭するための合理的な機会を得たことに得心したときには、仲裁廷は、手続の終結を宣言するものとする。それ以後、いかなる書類の提出や議論もなされてはならない。また、証拠を提出されてはならない。ただし、仲裁廷により要請され、または、許容されたときは、この限りでない。
2. 仲裁廷は、その発意もしくは当事者の申立てに基づき、その裁量において、仲裁判断がなされる前のいつでも審問を再開することができる。

第28条 保全と仮の措置

1. 両当事者の別段の合意がなければ、その申立書が仲裁廷に提出されるとすぐに、仲裁廷は、一方当事者の求めに応じて、適切であると思料する仮のまたは保全措置を命ずることができる。仲裁廷は、申し立てる当事者により適当な担保を提供することを条件として、そのような措置を付与することができる。そのような措置は、理由を付与する命令書の形式、もしくは仲裁廷が適切であると思料する仲裁判断書の形式でなされるものとする。
2. 申立書が仲裁廷に提出される前に、かつ、その後の適宜な状況において、両当事者は、管轄を有する司法機関に仮のまたは保全措置を求める

ことができる。当事者の一方が司法機関に、仲裁廷により命ぜられたそのような仮のまたは保全措置もしくは措置の実施を申請することは、仲裁合意への侵害または放棄であるとみなされてはならない。また、仲裁廷に留保された関連する権限に影響を及ぼしてはならない。

第29条 懈怠

1. 相手方が、仲裁廷により定められた期限内に、その懈怠の十分な理由を示すことなく答弁書を提出することを懈怠したときには、仲裁廷は、その手続が継続することを命ずるものとする。
2. 当事者が、正当に召喚されたにもかかわらず、正当なる理由なしに出頭することを懈怠したときには、仲裁廷は、審問の手続をなす権限を有するものとする。
3. 当事者が、正当に書証を提出するよう要請されたにもかかわらず、正当な理由なく、定められた期限内それらを提出しないときには、仲裁廷は、それ以前の証拠に基づき仲裁判断書を作成することができる。

第5章 仲裁判断

第30条 裁決

2名以上の仲裁人が存在し、かつ、彼らがある争点について合意しないときには、仲裁判断または決定は、仲裁人の多数決によりなされるものとする。争点について多数決をしないときには、その争点に関する仲裁判断は、仲裁廷の主任だけによりなされるものとする。

第31条 仲裁判断の形式と効力

1. 仲裁判断は、文書でなされるものとする。両当事者が別段の合意をしないときには、仲裁廷は、仲裁判断が根拠とする理由を記載するものと

する。

2. 仲裁判断書には、その日付が記載され、また、すべての仲裁人により署名されるものとする。少数の仲裁人が仲裁書に署名することを拒否し、または、書名しないときには、残りの仲裁人がその理由を明記し、かつ、それに署名するものとする。仲裁判断書は、仲裁地で、かつ、その書に記載された日に作成されたと思料されるものとする。
3. 仲裁判断書は、両当事者に拘束力を有するものとする。両当事者は、仲裁判断を遅滞なく履行する責任を有する。

第32条 仮の、中間的もしくは部分的仲裁判断

1. 最終的仲裁判断書を作成することに加えて、仲裁廷は、仮の、中間的もしくは部分的仲裁判断書を作成する権限を有するものとする。
2. 部分的仲裁判断の場合には、仲裁廷は、異なる争点について仲裁判断書を作成するものとする。それらの仲裁判断書は、第36条に明記された手続の下で修正に服するものとする。

第33条 終局的仲裁判断の期限

1. すべての当事者が別段の合意をしなければ、仲裁廷は、最終意見書が作成された日、または、審問が終結した日の、いずれか遅い日から45日以内にその仲裁合意書を作成するものとする。
2. 事務局は、仲裁廷からの理由のある要請によりもしくは自らの発意で、そのようにすることが必要であると決定するときには、この期限を伸することができる。

第34条 同意による仲裁判断

両当事者が、本規則の下で、申立書が提出され、前払い費用が支弁された後に和解に達したならば、仲裁廷は、当事者が要請するときには和解に

したがい同意による仲裁を下すことができる。両当事者が同意により仲裁を求めないときには、和解がなされたとの両当事者から事務局への確認書に基づき、仲裁廷は、当事者による未払いの仲裁費用の支払を条件として、仲裁から解放され、仲裁への付託は終結されるものとする。

第35条 仲裁判断書の通知と寄託

1. 事務局は、仲裁判断書が作成されるとすぐに、仲裁費用が両当事者または当事者の一方により事務局に完全に支払われたことを条件として、両当事者に仲裁廷により署名された仲裁判断書を通知するものとする。前項にしたがいなされた通知により、両当事者は、他の形式の通知または仲裁廷への寄託を放棄する。
2. 仲裁廷と事務局は、必要とされうる更なるあらゆる手続にしたがい、両当事者に助力するものとする。

第36条 仲裁判断書の訂正と解釈

1. 仲裁廷は、自らの発意に基づき、仲裁日から30日以内に、初期の、計算に係るもしくはタイプ印刷に係る過誤、もしくは、仲裁合意書に含まれる同様の性質を有する過誤を訂正することができる。
2. 仲裁判断書の受領から30日以内に、両当事者は別段の合意がなければ、一方の当事者は、事務局への通知により、第1項に言及された種類の過誤の修正もしくは仲裁判断書の解釈を求めることができる。訂正と解釈は、要請書の受領後30日以内に文書でなされるものとする。その訂正または解釈は、仲裁判断書の一部を構成するものとする。

第37条 追加的仲裁判断書

両当事者による別段の合意がある場合を除き、当事者の一方は、仲裁判断書の受領から30日以内に、かつ、他の当事者への通知をなし、事務局へ

の通知をなすことにより、仲裁手続において提出されたが、仲裁判断書では取り扱われていない申立てに関して、仲裁廷に追加的仲裁判断書を作成するよう求めることができる。

第6章 急速審理手続

第38条 適用の範囲

以下に掲げるいずれかの場合において、仲裁手続は、本規則の本章（以下では、「急速審理23手続」という。）に定められた急速審理手続にしたがいなされるものとする。

1. 申立額が2億ウォンを超えない場合、または、
2. 両当事者が急速審理手続に服することに合意している場合

第39条 反対申立ての期限および申立てと反対申立ての増額

1. 反対申立ての申立額が2億ウォンを超える場合に、相手方は第9条（4）で定められた期限内においてのみ反対申立てをなすことが許されるものとする。その場合に、仲裁手続は、急速審理手続にしたがいなされるものとする。ただし、両当事者が他の合意をするときは、この限りでない。
2. 急速審理手続は、当事者の増額を求める申立てにより、申立てまたは反対申立ての金額が二億ウォンを超えるときには、適用されてはならない。ただし、そのような増額にも関わらず、両当事者が、急速審理手続が仲裁手続を支配し続けることに合意し、かつ、仲裁廷が、既に構成されていて、これを容認するときは、この限りでない。

第40条 仲裁人の任命

1. 第12条に定められたことに依拠することなく国際仲裁人名簿から単独

の仲裁人を任命するものとする。ただし、両当事者による別段の合意があるときは、この限りでない。

2. 事務局は、仲裁合意が3人の仲裁人を規定しているときには、事件を単独の仲裁人に付託することに合意するよう両当事者に奨励することができる。

第41条 審問手続

1. 仲裁廷は、審問の時刻、日時ならびに場所を定め、かつ、同一内容を両当事者また事務局に、口頭で、手渡しで、電話で、文書で、もしくは他のすべての適宜な方法で通知するものとする。
2. 審問は、開催されるとすれば、1回開催されるものとする。ただし、仲裁廷が必要であると思料するときには、後続の審問を開始し、また、審問後更に書類の提出を求めることができる。

第42条 記録に基づく手続

1. 両当事者の申立額が2000万ウォンを超えない場合で、両当事者間で別段の合意がなければ、その紛争は、記録に基づく証拠に基づいてのみ解決されるものとする。ただし、仲裁廷は、一方の当事者の要請またはその発意に基づいて、審問を開催することができる。
2. 仲裁廷は、文書の提出の期限と方法を定めるため適宜な手続を設けるものとする。

第43条 仲裁判断

1. 仲裁判断書は、仲裁廷の構成日から3ヶ月以内に作成されるものとする。ただし、事務局は、仲裁廷の要請に基づき、もしくは、その発意で、必要であると思料するならば、その期限を伸長することを決定することができる。

2. 仲裁廷は、仲裁判断が根拠とする理由を簡潔な形で記載するものとする。

第44条 適宜に変更を加えた適用

本規則の規定は、本章に規定されていない事項に、必要な変更を加えて適用されるものとする。

第7章 費用

第45条 仲裁費用を支払う義務

1. 仲裁の費用には、申立費用、事務費用、「申立費用と管理費用に関する規則（付録1）」、および、「申立費用と管理費用に関する規則（付録2）」にしたがい仲裁手続中に生じた仲裁人の報酬と費用、ならびに、その他の費用を含むものとする。
2. 当事者は、事務局に仲裁費用の支払につき共同でかつ分離して責任を有するものとする。
3. 紛争にかかわる金額が第17条にしたがい申立額の変更により減少したとしても、既に支払われた管理費用と仲裁人の報酬は返還されないものとする。

第46条 仲裁費用の前払い

1. 両当事者は、事務局により定められた仕方で、また、期限内に、手続中に生じた仲裁費用を支弁するために事務局により定められた金銭の額（以下、「予納費用」という。）を事務局に予納するものとする。この金額は、仲裁中、いつでも再調整に服されうる。
2. 事務局は、予納費用もしくは補充的な予納費用の金額を定めるものとする。事務局は、各当事者に予納費用として定められた金額を預託する

よう求めるものとする。予納費用は、両当事者が別段の合意をしなければ、申立人と相手方により均分で支払われるものとする。支払は、現金でなされるものとする。

3. 複数の申立人または相手方がいる事件では、多数の当事者は、すべての申立人または相手方の適用される支払について、共同でかつ分離して責任を有すものとする。関連を有する当事者による別段の合意がなければ、各当事者は均分で支払うものとする。
4. 一方の当事者が前項で定められた支払をなすことを懈怠するときには、事務局は、仲裁廷と相談の後、仲裁手続の延期または終了を命ずることができる。
5. 他の当事者が仲裁費用の割当分を支払うことを懈怠するときには、当事者がすべての仲裁費用を支払うことは、自由であるものとする。そのような場合、支払をなした当事者は、仲裁廷に、仮の、中間的もしくは部分的仲裁判断の形式でその割当分の支払を懈怠する当事者に命ずるよう求めることができる。
6. 事務局は、仲裁手続の終わりに、仲裁費用を支払った当事者に、存在する場合には仲裁費用の残余金を還付するものとする。
7. 仲裁費用から生じたすべての利子は、還付されないものとする。

第47条 仲裁費用の割当

1. 管理費用を含む仲裁費用は、原則として、不首尾に終わった当事者により負担されるものとする。しかし、仲裁廷は、事件の諸状況を考慮して、その裁量で、両当事者間でそれらの費用を各々に分担させることができる。
2. 仲裁廷は、仲裁判断書を発給するときには、仮の、中間的もしくは部分的仲裁判断の場合に、最終仲裁判断書を発給するときまでその決定を延期することができることを条件として、仲裁費用を定めるものとする。

第48条 一方当事者により負担される費用

仲裁手続中当事者により支弁された弁護士費用また鑑定人、通訳、証人のための費用を含むがこれに限定されない必要な費用と支出は、仲裁判断書に言及された、仲裁廷により決定された割り当てに基づき、その当事者により負担されるものとする。両当事者による別段の合意がなければ、仲裁廷は、事件の諸状況を勘案して、両当事者間での仲裁手続中に生じた必要的費用の負担を決定するものとする。

第8章 雑則

第49条 修正された期限

両当事者は、文書による合意により本規則の下で定められた期間を変更することができる。仲裁廷は、仲裁判断をなすための期限を除き、相当であると決定するならば、本規定により定められた期間を伸張することができる。仲裁廷は、事務局をとおして両当事者に、その伸張とその理由を通知するものとする。

第50条 放棄

本規則の規定、仲裁合意、手続に適用される他の規則もしくは仲裁廷により与えられた指示が遵守されなかったことを知り、また、それに迅速に異議を述べることなく仲裁の手続をなす当事者は、異議を述べるその権利を放棄したとみなされるものとする。

第51条 責任の免除

仲裁廷の構成員と事務局は、本規定の下でなされた仲裁に関連したすべての行為または不作為について当事者に責任を有しないものとする。ただし、そのような行為または不作為が故意に基づく不品行もしくは放任を構

成すると立証されたときは、この限りでない。

第52条 秘密性

1. 仲裁手続およびそれに関する記録は、公衆には閉鎖されるものとする。
2. 仲裁廷と事務局の構成員、当事者ならびにそれら代理人と補佐人は、仲裁事件または事実の開示が両当事者により同意され、法律により必要とされもしくは裁判所の手続により必要とされる場合を除き、仲裁事件に関連する事実もしくは仲裁事件を通じて得られた事実を開示してはならない。

附則

1. 本規則は、2007年2月1日より発効するものとする。
2. 本規則以前に開始されたすべての仲裁手続は、韓国国際商事仲裁協会の仲裁規則により管理されるものとする。ただし、両当事者の合意に基づき、後続の手続が本規則にしたがいなされるときは、この限りでない。両当事者間にそのような合意のある場合に、韓国国際商事仲裁協会の仲裁規則にしたがい既になされた手続は、有効であるものとする。

附則1

1. (発効日) 本規則は、2011年9月1日に発効するものとする。
2. (先行する仲裁の一時的な措置) 仲裁手続が2011年9月1日前に開始されたときには、従前の規則が適用される。しかしながら、両当事者は、この日付前になされた仲裁手続の有効性に影響を及ぼすことなく2011年9月1日以後本規則を適用することに合意することができる。
3. (適用可能性) 本規則は、本規則第3条の下での仲裁合意が上記の発効日以後両当事者により締結された仲裁に適用されるものとする。

付録1 申立費用と管理費用に関する規則

第1条 申立費用

1. 申立書を提出するときに、申立人は、100万ウォンの申立費用を支払うものとする。
2. 申立人が申立費用を支払わないときには、韓国国際商事仲裁協会は、仲裁手続を開始してはならない。
3. 申立費用は、還付されえない。
4. 1項から3項までの条項は、反対申立てに適用されるものとする。

第2条 管理費用

1. 両当事者は、以下に掲げる表に明記された紛争額に基づき管理費用を事務局に支払うものとする。

	紛 争 額	管 理 費 用
I	10,000,000ウォンまで	2% (最小50,000,000ウォン)
II	10,000,000ウォンから 50,000,000ウォンまで	200,000ウォン + (金額 - 10,000,000ウォン) × 1.5%
III	50,000,000ウォンから 100,000,000ウォンまで	800,000ウォン + (金額 - 10,000,000ウォン) × 1.0%
IV	100,000,000ウォンから 5,000,000,000ウォンまで	1,300,000ウォン + (金額 - 100,000,000ウォン) × 0.5%
V	5,000,000,000ウォンから 1,000,000,000ウォンまで	25,800,000ウォン + (金額 - 50,000,000ウォン) × 0.25%
VI	1,000,000,000ウォンを 超えるとき	38,300,000ウォン + (金額 - 50,000,000ウォン) × 0.25%
VII	算定不能な申立て	3,000,000ウォン

- (a) 管理費用の最大金額は、1億5千万ウォンとする。
 - (b) 事務局は、その裁量で、両当事者により支払われる管理費用を減ずることができる。
2. 紛争額を決定するために、

- (a) 申立てと反対申立ては合算されるものとする。
 - (b) 利息について申し立てられた金額は、考慮されてはならない。ただし、利息の申立てが申し立てられた主たる金額を超えるときにはこの限りでない。その場合には、利息の金額だけが紛争額を計算するときには考慮されるものとする。
 - (c) 紛争額が明確でないときには、事務局がすべての関連する状況を考慮して紛争額を決定することができる。
3. 仲裁の申立てが取り下げられたとき、または、その事件が両当事者の間で仲裁判断の発給前に解決されたときには、事務局は、その内部規則にしたがい決定される管理費用の一部を返却することができる。

附則

付録2 申立費用と管理費用に関する規則

第1条 仲裁人の報酬

1. 別段の合意がなければ、一名の仲裁人の報酬の基本額は、仲裁時間の数にかけ算された時間割に等しい金額に基づくものとする。時間割は、事務局により、一時間当たり250米ドルから500米ドルの範囲内で決定されるものとする。事務局が時間割を決定するときには、とりわけ、以下のことを考慮するものとする。
 - (a) 紛争の性質と紛争額、かつ、
 - (b) 仲裁人の地位と経験
2. 「仲裁時間」の用語は、審問のために使われた時間および仲裁手続、また関連する事項の準備のために合理的に必要とされる時間を意味する。
3. 1名または複数の仲裁人の報酬は、以下に掲げる表に明記された最大限の額と最小限の額の間で決定されるものとする。
4. 紛争額を決定するために、附則Iの第2条2項が適用される。
5. 仲裁の申立てが取り下げられたとき、または、その事件が両当事者の

間で仲裁判断の発給前に解決されたときには、事務局は、その内部規則にしたがい決定される仲裁人の報酬の一部を返却することができる。

	紛争額	仲裁人の報酬金額	
		最小限	最大限
I	50,000,000ウォンまで	10,000,000ウォン	20,000,000ウォン
II	50,000,000ウォンから 100,000,000ウォンまで	10,000,000ウォン+2.0% ×(金額-50,000,000ウォン)	20,000,000ウォン+5.0%× (金額-50,000,000ウォン)
III	100,000,000ウォンから 500,000,000ウォンまで	2,000,000ウォン+1.0% ×(金額-50,000,000ウォン)	4,500,000ウォン+3.0% ×(金額-100,000,000ウォン)
IV	500,000,000ウォンから 1,000,000,000ウォンまで	6,000,000ウォン+0.75% ×(金額-500,000,000ウォン)	16,500,000ウォン+2.8% ×(金額-500,000,000ウォン)
V	1,000,000,000ウォンから 5,000,000,000ウォンまで	9,750,000ウォン+0.25% ×(金額-1,000,000,000 ウォン)	30,500,000ウォン+1.0% ×(金額-1000,000,000 ウォン)
VI	5,000,000,000ウォンから 10,000,000,000ウォンまで	19,750,000ウォン+0.1% ×(金額-5,000,000,000 ウォン)	70,500,000ウォン+0.2% ×(金額-5,000,000,000 ウォン)
VII	10,000,000,000ウォンから 50,000,000,000ウォンまで	24,750,000ウォン+0.05% ×(金額-10,000,000,000 ウォン)	80,500,000ウォン+0.1% ×(金額-10,000,000,000 ウォン)
	50,000,000,000ウォン を超える金額	44,750,000ウォン+0.02% ×(金額-50,000,000,000 ウォン)	120,000,000ウォン+0.07% ×(金額-50,000,000,000 ウォン)
仲裁人の報酬は、最大限150,000,000,000ウォンを超えてはならない。			

第2条 仲裁人の費用

仲裁人の費用とは、交通、ホテルおよび他の費用を含む仲裁手続のために必要とされる範囲で生じ、また、手続の間生じた必要費用として定義される現実の費用を意味する。

【付記】

本翻訳は、平成23～25年度の文科省科学研究費補助金（基盤研究）（C）の交付を受けた「日本と韓国における知的財産権を巡る紛争解決システムについて」（課題番号 23530109）を論究する資料として訳出されたものである。